

2018年12月26日

国際交渉の動向 パリルールブックの内容とその意味

気候変動とエネルギー領域ディレクター
水野勇史

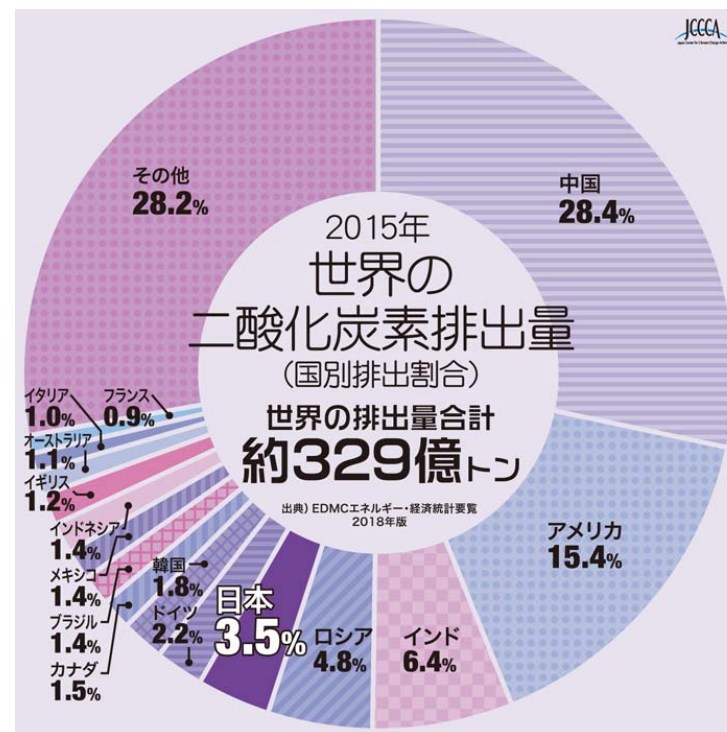
パリルールブック(パリ協定実施指針)採択



- ✓ パリ協定は制度設計段階から実施段階へ(モメンタム維持)
- ✓ 世界共通の1つのルール
 - ただし途上国に(もともとパリ協定で規定されていた)柔軟性の適用あり
 - 資金関連ルールについては(もともとパリ協定で規定されていた)先進国の義務あり
 - 報告フォーマットや市場メカニズム活用の詳細ルール等は継続検討

なぜ1つのルールが重要か？

- ✓ 中国と米国、インドの取り組みなしでは解決できない
 - (先進国から見て) 主要経済国に同等の取り組みを求めることが必要
 - 米国はパリ協定からの脱退表明しているが、主要経済国に同等の義務を課すことが、将来の復帰の可能性を残すことにつながる



出典) EDMC／エネルギー・経済統計要覧2018年版
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

パリルールブックの主な構成要素

確認方法

5年毎の世界全体での進捗状況の確認(グローバルストックテイク)【14条】

今世紀後半中に温室効果ガスの実質排出ゼロ(脱炭素)を目指す【4条】

NDCの記述方法

5年毎に国別に目標(NDC)を提出・更新【4条】

報告・審査方法

2年毎に排出量及び目標達成に向けた進捗の報告・審査(透明性)【13条】

活用ルール

国際的な市場メカニズムを活用可能【6条】

各国が国内削減を実施

NDCの記述方法【第4条 緩和】

- ✓ 「NDCの明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報 (Information to facilitate Clarity, Transparency and Understanding: ICTU) についての指針」、
「国のNDCを説明するための指針」を採択
 - 指針の中には先進国/途上国という表現はない
 - いずれも適用は第2回以降のNDC。ただしICTU指針については、2020年までに更新する(最初の)NDCへの適用についても強く要請。
- ✓ NDCの範囲(スコープ)については、基本的に「緩和」のみとなった
 - 採択直前の議長提案文書では、ICTU指針の項目に「適応」「支援」「資金」「技術」等が含まれており、かつ先進国と途上国で義務が分けられていた
 - 「適応」「支援」「資金」「技術」等について、先進国のみにNDCへの記載が義務付けられることは、先進国にとっては受け入れられない論点であった

共通タイムフレーム(時間枠)の設定は持ち越し

- ✓ CMAでの採択(時期未定)を目指し、SBI50(2019年5月)に検討する
- ✓ 共通時間枠の設定は2031年以降に実施するNDCから適用することは決定
- ✓ 候補は、5年、10年、5年又は10年

市場メカニズムの活用【第6条】

- ✓ 第6条指針としての詳細ルールは合意できず
 - 少数国が「二重計上の維持」を強硬に主張したが、大多数の国が受け入れず
- ✓ ただし13条の透明性ルールに二重計上防止ルールを明記
 - クレジットを国際獲得し使った国は、NDC達成評価に際して実排出量から差し引く
 - クレジットを創出し国際移転した国は、NDC達成評価に際して、実排出量に上乗せ
- ✓ 詳細ルールは来年のCOP25での採択を目指し継続検討
 - 論点は、単年目標/複数年目標国のカウント方法、報告・レビュー手順等
 - 6条4項メカニズム(国連管理型メカニズム)の制度設計、既存の京都メカニズムの取扱いについても継続検討
 - 日本の進めるJCMについてはパリ協定6条2項の協力的アプローチの一つとして位置づけられており、パリ協定の目標達成のために利用可能。詳細ルール設計に際しての実事例として取り扱われている。

報告・審査方法【13条 透明性枠組み】

- ✓ パリ協定実施の実効性を確保するための最重要ルール
 - 能力の課題のある途上国には柔軟性を付与しているが、柔軟性の適用は自己決定であり、基本的に一つのルール
 - 柔軟性を適用した国は、自らの課題とこれらの課題の改善見込みを説明する必要がある

- ✓ 排出量・吸収量報告であるインベントリ作成に際して共通ルールを適用
 - IPCC2006年ガイドライン以降の適用(2019年5月に京都でIPCC総会)、同じ温室効果係数の使用、同じ対象セクターの報告を義務付け
 - 2年後の提出を義務付け(能力に課題のある途上国は3年後)
 - 上記はIGESが定量データを用いて事前に意見提出した内容を反映している

- ✓ 審査方法・手順についても共通ルールを適用
 - 訪問審査の代わりに中央審査を選択できる柔軟性あり
 - その他の柔軟性は質問への回答やコメントの「期間」の差のみ

世界全体の進捗の確認方法【第14条グローバルストックテイク(GST)】

- ✓ 「GSTの方法(モダリティ)」を採択
 - 情報収集、技術評価、ハイレベルでの結果の検討の3つのステップで実施
 - 最初のGSTのプロセスは、それまでにIPCC第6次評価報告書が公表されていれば2021年、遅くとも2022年に開始(2023年に第1回を実施することはパリ協定に明記されている)
 - IGESはGSTの方法について事前に意見提出し、ルールに反映されている

- ✓ GSTの範囲(スコープ)について、「損失と被害」や「対応措置」は間接的に含まれることとなった
 - GSTの範囲としてパリ協定に明記されている緩和、適応、実施・支援方法と並列に位置づけられていないが、「該当する場合に、考慮してもよいこととして留意する」事項として記載されている。

- ✓ 「GSTの方法(モダリティ)」のテキストにおいては、非国家主体の参加は、意見提出に留まっている

資金支援【第9条他】

- ✓ 資金の事後報告(9条7項)については、13条の透明性報告に含む [FCCC/CP/2018/L.23, Annex V]
 - 争点となっていた「無償相当額」の報告は任意となった
- ✓ 資金の事前報告(9条5項)については、先進国は2020年から隔年報告を行う [FCCC/CP/2018/L.15]
 - 報告された情報は、GSTへの提供を想定し、2021年から事務局が統合する
 - 2021年から2年毎に、CMA期間中ワークショップを実施し、事務局が要約報告を作成
 - 2021年から2年毎に、資金に関する閣僚級ハイレベル対話を実施する
 - COPに対して、統合された情報と要約報告書の検討を招請する
- ✓ 京都議定書下で設立された適応基金は、パリ協定でも活用されることとなった
 - パリ協定6条4項メカニズム(国連管理型クレジット制度)への課金(SOP)を財源の一つとして位置づけた [FCCC/CP/2018/L.11]

パリルールブック対象外

- ✓ COP21で決定されていた「2025年に先立ち、1000億ドルを下限として、新たな資金目標を設定する」ことについて、2020年のCMA3から検討を開始することとなった [FCCC/PA/CMA/2018/L.3]

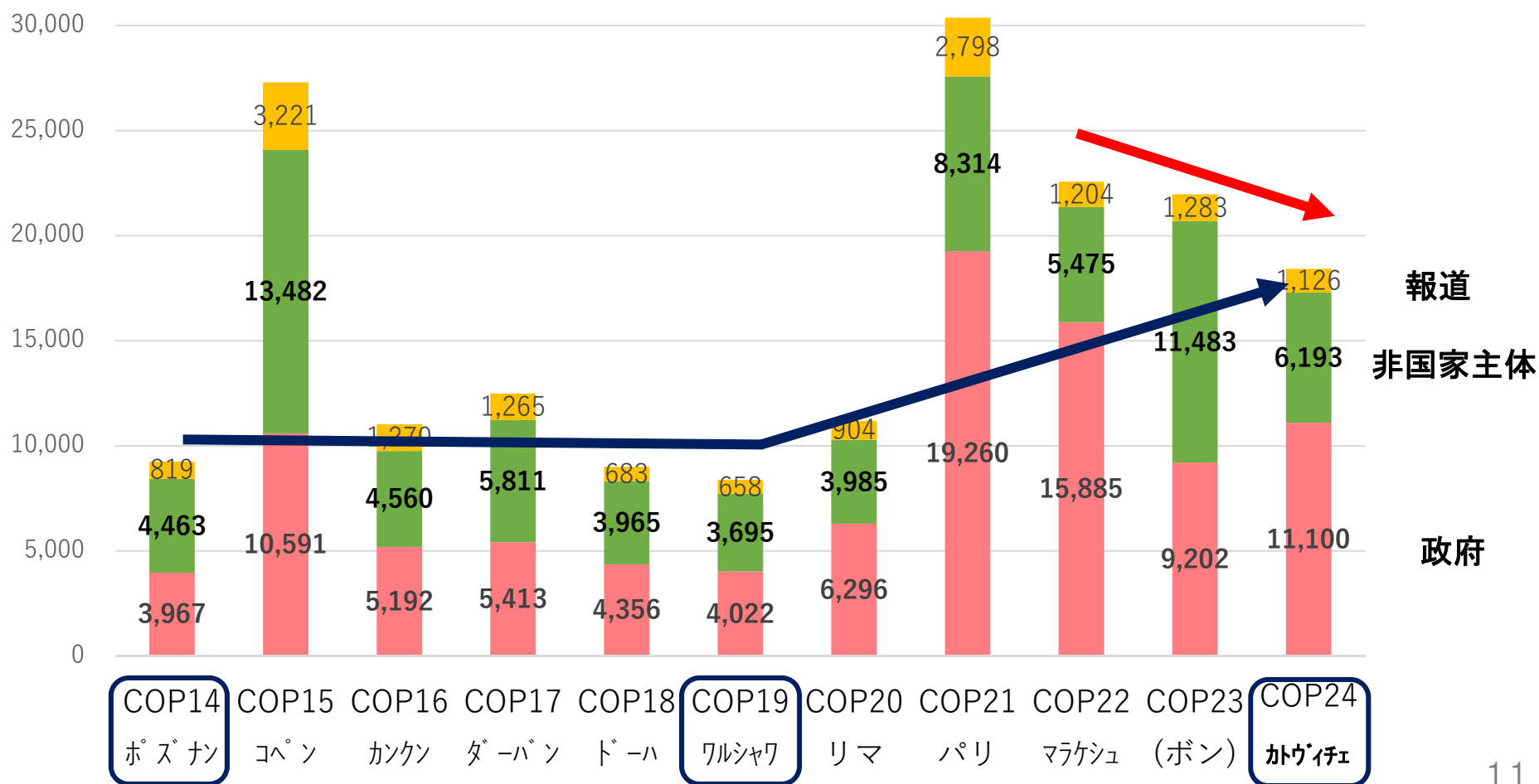
条文に見る二分論からの脱却

- ✓ 二分論を象徴する言葉として「共通だが差異ある責任 (Common But Differentiated Responsibilities: CBDR)」、気候変動枠組条約の区分である「附属書 I 国/非附属書 I 国」がある
- ✓ パリルールブックでは、どちらも1回も使われておらず、世界共通ルールとして大きな意義を持つ

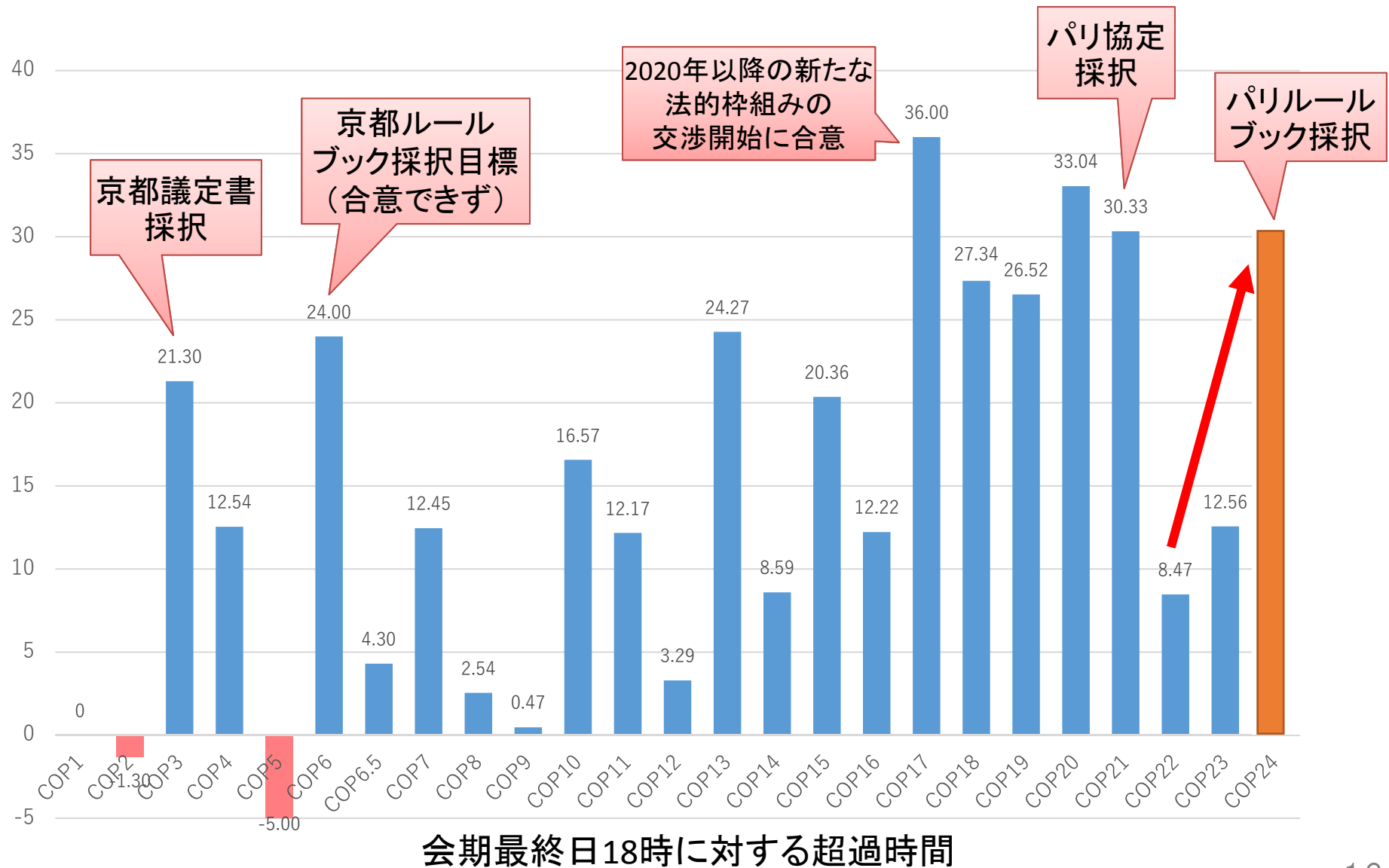
用語	条約			運用ルール	
	気候変動枠組条約 (UNFCCC)	京都議定書	パリ協定	マラケシュ合意 (京都議定書運用ルール)	パリルールブック
共通だが差異ある責任 (CBDR)	3	1	4 (異なる国情に応じて)	5	0 (カバー決定の前文に1回、 13条指針の前文で2条2項 への言及が1回)
附属書 I 国/非附属書 I 国/附属書 II 国	13	43	0	410	0
先進国/途上国 (後発途上国除く)	44	12	47	149	153

前回COPと比べて参加者数は減少(宿泊施設の関係か?)

- 政府参加者は増大、非国家主体参加者が減少 (COP23ではイベント専用ゾーンに約6000人が参加したが、COP24ではイベント専用ゾーンは用意されなかった)
- 過去のポーランド開催COPの中では最多



過去2回のCOPと比べ大幅な会期延長



12月14日金曜日夜11時頃のアナウンス
翌午前4時から最終会合を開催する予告

The COP President intends to make available to Parties the draft decision 1/CP.24, 3/CMA.1 and other related draft decisions after 1 a.m.

Plenary meetings will start at 4 a.m. --

Please monitor the CCTV.

実際に最終会合が開催されたのは12月15日土曜日夜9時を過ぎていた(上記予告の17時間後)

ご清聴ありがとうございました。

気候変動とエネルギー領域ディレクター

水野勇史

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関

参考資料

以下の資料はパリ協定、関連するCOP決定等の内容についてわかりやすく説明するため、必ずしも原文に忠実に訳したものではありません。掲載した情報について、内容の正確性を完全に保証するものではなく、今後、継続して校正及び更新していく予定です。

NDCの記述方法【第4条 緩和】

パリ協定の条文

- ✓ 各国はNDCを作成・提出し、維持しなければならない。国はNDCの目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行しなければならない。[PA 4.2]
- ✓ 全ての国は、NDCの提出に際し、決定1/CP.21及び**関連するCMA決定**に従い、明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報(Information to facilitate clarity, transparency and understanding: ICTU)を提供しなければならない [PA 4.8]
- ✓ 国はNDCを説明しなければならない。また国は、NDCに関する排出量・吸収量の計算を行うに際しては、CMAが採択する**指針**に従い、環境十全性、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、二重計上を防止しなければならない。[PA 4.13]

NDCの明確性、透明性及び理解促進(CTU)のために必要な情報に関する指針 共通ルール

- ✓ 国は第2回以降のNDCの提出に際しては、附属書IIに従って、NDCの明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報を提出しなければならない。また2020年までに提出又は更新するNDCに関してもこれらの情報を提出することを強く要請する。[FCCC/CP/2018/L.22, パラ7]
- ✓ 附属書Iの内容 [L.22, ページ5-7]
 1. 参照ポイントに関する定量的な情報 ⇒ 参照年、基準年、参照期間、その他開始ポイント該当する場合は目標年における定量的な値政策・措置がNDCの一部である場合等にはその関連情報。数値(例えば%や削減量)で示される参照指標に対する目標。参照ポイントを定量化するために使用したデータの出所。参照指標の値を更新する場合の状況に関する情報。
 2. 時間枠・NDC実施期間 ⇒ 開始・終了日。単年目標か複数年目標か。
 3. 範囲と対象 ⇒ 目標に関する説明。NDCに含まれるセクター、ガス、貯蔵等。
 4. 計画プロセス ⇒ NDCの作成、適用できる場合にはその実施計画に関する情報。共同で取り組む地域経済統合組織とその加盟国等の場合はその特有の情報。国がNDCを作成するに際してグローバルストックテイクの結果をどのように取り込んだか。
 5. (排出量・吸収量の推計・計算方法を含む) 仮定と方法的アプローチ ⇒ NDCに相当する排出量・吸収量やNDCにおける政策・措置の実施を説明するための家庭と方法的アプローチ。排出量・吸収量を推計するために用いたIPCC方法論とメトリクス。(吸収源に関するものを含む)セクター、種類、活動毎のIPCCガイドラインと整合した仮定、方法的アプローチ。該当する場合は6条に基づく自主的な協力の活用意思。
 6. 国のNDCが国情に応じて公平で野心的であることをどのように考慮したか ⇒ 前のNDCよりも前進しているか。途上国は時間とともに経済全体の排出削減目標に移行しているか
 7. NDCが条約第2条の目的達成にどのように貢献するか

国のNDCを説明するための指針 共通ルール

- ✓ 国はこの指針を第2回以降のNDCに適用しなければならず、最初のNDCから適用してもよい [1/CP.21, パラ32]
- ✓ 指針の内容 [L.22, ページ8-9]
 1. 排出量・吸収量の計算 ⇒ IPCCの方法論及びIPCC AR5又はその後のIPCC評価報告書の示す100年積算期間GWPを用いること。
 2. NDCの提出と実施の間での方法的整合性の確保 ⇒ 範囲、対象、定義、データ出所、メトリクス、仮定と方法的アプローチの整合性を維持すること。適用できる場合には、温室効果ガスのデータや推計方法についてインベントリーと整合させること。排出量・吸収量の過大又は過小予測を防止する努力をすること。参照ポイント、参照レベルや予測値の更新に際して技術的な変更を行う場合には、その変更はインベントリーの変更、又は方法的整合性を維持しつつ正確性の改善を反映したものであること。
 3. 全ての種類の排出量・吸収量をNDCに含めることを目指すこと ⇒ 一度含めた排出源、吸収源、活動については継続して含めること
 4. 排出量・吸収量の種類を除外した場合の理由の説明

NDC提出のタイミング(COP21決定)

- ✓ 2025年までを期間とする(最初の)NDCを持つ国には、2020年までに新たなNDCを提出し、以降5年毎に提出することを要請 [1/CP.21, パラ23]
- ✓ 2030年までを期間とする(最初の)NDCを持つ国には、2020年までにNDCを提出又更新し、以降5年毎に提出することを要請 [1/CP.21, パラ24]
- ✓ 国は、当該年のCMAが開催される9~12ヶ月前までに、NDCを提出しなければならない[1/CP.21, パラ25]

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)】

透明性報告書の提出期限 **共通ルール**

- ✓ 国は隔年透明性報告書 (biennial transparency report:BTR)と国家インベントリを、単独の報告書として提出する場合には、**2024年末までに提出**しなければならない [FCCC/CP/2018/L.23, ページ2, パラ3]
 - ⇒ 後発開発途上国と小島嶼国については任意の時期に提出できる [L.23, ページ2, パラ4]
 - ⇒ 途上国におけるREDD+関連の情報はBTRの附属文書として提出する [L.23, ページ3, パラ14]

BTRの報告内容 [L.23, ページ5-6, パラ10-14]

共通ルール

- ✓ 各国は排出量・吸収量の国家インベントリを提出しなければならない
 - ⇒ 単独又はBTRの一部として報告する
- ✓ 各国はNDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報を提出しなければならない
- ✓ 各国は気候変動の影響や適応に関する情報を提出すべき (should)
- ✓ 適応報告書をBTRの一部として提出する場合、どこが該当するのか明記する

その他ルール

- ✓ 先進国は資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援についての情報を提出しなければならない
- ✓ 途上国は資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要な及び受領した支援についての情報を提出すべき (should)
- ✓ 後発開発途上国と小島嶼国については任意の内容を報告できる

国情及び能力に照らし合わせて必要な場合に途上国に付与される柔軟性 [L.23, ページ5, パラ5-6]

- ✓ 途上国に対しては、報告の範囲、頻度、詳細度、審査の範囲等について柔軟性が与えられる
- ✓ **柔軟性を適用するかどうかは自己決定。そのうえでどの柔軟性を適用したか、能力的な課題とこれらの課題を改善する期間の見込みを説明することが必要。**
- ✓ 技術専門家チームは、当該国による柔軟性の自己決定や能力的な課題の有無については審査の対象としない

今後の検討事項

- ✓ 2020年のCMA3での採択を目指し、SBSTAに対して以下の作成を要請 [L.23, ページ2, パラ12]
 - ⇒ インベントリの電子報告のための共通報告表
 - ⇒ NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡の電子報告のための共通表形式
 - ⇒ 資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援、及び資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要な及び受領した支援を電子報告するための共通表形式
 - ⇒ BTR、インベントリ文書、技術専門家審査報告の概要
 - ⇒ 技術専門家審査に参加する技術専門家の訓練プログラム

パリ協定締約国に対する既存の制度(カンクン合意に基づくMRVシステム)とMPGsとの関係 [L.27, パラ38-41]

- ✓ 最後の**隔年報告書(BR)提出は2022年末、隔年更新報告書(BUR)提出は2024年末までとする**
- ✓ 最後のBR/BUR提出後、**カンクン合意に基づく既存のMRVシステムは、パリ協定に基づくMPGsに置き換えられる**

パリ協定締約国に対するUNFCCC(条約)に基づく報告とMPGsとの関係 [L.27, パラ42-43]

- ✓ 条約の下での毎年のインベントリ提出義務の履行に際しては、BTRを提出しない年の分を含め、パリ協定に基づくMPGsの手法に従う。審査もパリ協定のMPGsに従う。
- ✓ 条約の下で4年毎の報告が必要な国別報告書については、必要な補足を行った上で、BTRとして提出することができる。
 - ⇒ 必要な補足としては、研究及び組織的観測、教育・訓練及び普及啓発、適応等がある。

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)】

国家インベントリ報告(主なルールの抜粋)

A. 定義

B. 国情と制度的措置

- ✓ **共通ルール** 各国はインベントリの計画、作成、管理に関して、フォーカルポイント、インベントリ作成プロセス、全ての情報の保管、承認プロセスについて報告する [L.23, ページ6, パラ19]

C. 方法

1. 方法論、パラメーター、データ

- ✓ **共通ルール** 各国はIPCC2006年ガイドライン及びCMAで合意されるその後のバージョンや改良版を使わなければならない [L.23, ページ7, パラ20]

2. 鍵となる分類の分析

3. 経年での整合性と再計算

4. 不確実性評価

5. 完全性評価

6. 品質保証/品質管理

D. メトリクス

- ✓ **共通ルール** 各国はIPCC第5次評価報告書及びCMAで合意されるその後のIPCC評価報告書における温室効果係数(100年累積値)を使わなければならない [L.23, ページ9, パラ37]

E. 報告ガイダンス

1. 方法と分野横断的な要素についての情報

2. セクターとガス

- ✓ 各国は7つのガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) (**【柔軟性】**途上国については少なくとも3つのガス(CO₂、CH₄、N₂O)を報告しなければならない [L.23, ページ10, パラ48])

- ✓ **共通ルール** 各国はエネルギー、工業プロセス及び製品使用、農業、土地利用・土地利用変化・森林、廃棄物の各セクターについて報告しなければならない [L.23, ページ10, パラ50]

3. 報告年

- ✓ 各国は1990年以降 (**【柔軟性】**途上国については少なくとも2020年以降)の毎年分を報告しなければならない [L.23, ページ11, パラ57]
- ✓ 各国はある年の排出量について、2年以内 (**【柔軟性】**途上国については3年以内)の毎年分にインベントリを提出しなければならない [L.23, ページ11, パラ58]

NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡の報告(主なルールの抜粋)

A. 国情と制度的措置

- ✓ **共通ルール** 各国は、該当する場合はITMOs使用のためを含む、NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡を行うための制度的措置を報告しなければならない [L.23, ページ11, パラ61]

B. 更新を含む国のNDCの説明

C. NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡

- ✓ **共通ルール** 各国は、NDCの実施と達成に向けた進捗を追跡するための指標を特定しなければならない。指標はNDCに関する定性又は定量的なものとする。 [L.23, ページ12, パラ65]
- ✓ **共通ルール** 各国は、参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始年についての選択した指標の情報を提出し更新しなければならない [L.23, ページ12, パラ67]
- ✓ **共通ルール** 各国は、NDCの最終年又は最終期間の情報を含むBTRIには、NDCの達成評価、選択した指標の最新情報を報告しなければならない [L.23, ページ12, パラ70]
- ✓ **共通ルール** 各国は、目標、ベースライン設定、各指標に関して使用した方法論又は計算アプローチの説明を報告しなければならない [L.23, ページ12, パラ74]

D. 緩和の政策・措置、行動、計画

- ✓ **共通ルール** 各国はその行動、政策・措置の内容について表形式を用いて報告しなければならない [L.23, ページ15, パラ82]

E. 温室効果ガス排出量・吸収量の要約

F. (適用可能な場合)温室効果ガス排出量・吸収量の予測

- ✓ 各国は温室効果ガス排出量・吸収量を予測しなければならない (**【柔軟性】**途上国については奨励) [L.23, ページ16, パラ93]
- ✓ 予測は、「措置あり」を必ず含み、「追加的措置あり」「措置なし」の場合を含めてもよい [L.23, ページ16, パラ94]
- ✓ 予測はインベントリでの報告年から少なくとも15年以上で0か5で終わる年まで (**【柔軟性】**途上国についてはNDC終了年まで)とする [L.23, ページ16, パラ95]

G. その他の情報

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)】

その他の報告事項(各章のタイトル)

共通の非義務的報告事項

気候変動による影響と適応に関する情報 [L.23, ページ17-20]

- A. 国情、制度的措置及び法的枠組み
- B. 適切な場合、影響、リスクと脆弱性
- C. 適応の優先度と障壁
- D. 適応を国家政策・戦略に統合するための適応戦略、政策、計画、目標と行動
- E. 適応の実施の進捗
- F. 適応行動とプロセスのモニタリングと評価
- G. 気候変動影響による損失と被害を回避、最小化、対応するための関連情報
- H. 協力、優良事例、経験と学んだ教訓
- I. 気候変動による影響と適応に関するその他の関連情報

先進国の義務的報告事項

資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援に関する情報 [L.23, ページ20-25]

- A. 国情、制度的措置
- B. 基礎的仮定、定義、方法論
- C. 提供・動員した資金支援についての情報
- D. 提供した技術開発及び移転の支援についての情報
- E. 提供した能力構築支援についての情報

途上国の非義務的報告事項

資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要・受領した支援に関する情報 [L.23, ページ25-29]

- A. 国情、制度的措置、国主導の戦略
- B. 基礎的仮定、定義、方法論
- C. 途上国にして必要な資金支援についての情報
- D. 途上国として受領した資金支援についての情報
- E. 途上国として必要な技術開発及び移転の支援についての情報
- F. 途上国として受領した技術開発及び移転の支援についての情報
- G. 途上国として必要な能力構築支援についての情報
- H. 途上国として受領した能力構築支援についての情報
- I. 途上国として必要・受領した透明性関連活動の実施のための支援についての情報

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)】

技術専門家審査(technical expert review:TER))

審査の範囲 [FCCC/CP/2018/L.23, ページ29-31, パラ146-149]

- ✓ TERは以下により構成される
 - ⇒ 各国の提出した、排出量・吸収量の国家インベントリ、NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報、先進国の資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援、についての整合性の審査
 - ⇒ NDCの実施と達成に関する検討、関連する場合、国が提供した支援の検討、透明性の実施に関して改善箇所の特定、途上国については能力構築ニーズの特定への支援
- ✓ TERは促進的、非干渉的、非懲罰的、かつ国の主権を尊重しつつ実施され、国に不必要な負担をかけない
- ✓ TERは以下を行ってはならない
 - ⇒ 政治的な判断、NDCそのもの及びNDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のための指標の妥当性や適切性の審査、国内政策の妥当性についての審査、提供した支援の妥当性についての審査
 - ⇒ 国情及び能力に照らし合わせて必要な場合に途上国に付与される柔軟性について、柔軟性適用及び能力的な課題とこれらの課題を改善する期間の見込みについての審査、又は当該途上国が柔軟性を適用せずに実施できる能力を保有しているかどうかの審査

TERの形式 [L.23, ページ30-31, パラ151-161]

机上審査 TERチームのメンバーが、それぞれの自国からリモート審査する

中央審査 TERチームのメンバーが1ヶ所に集まり、複数の国の審査を行う

訪問審査 TERチームのメンバーがTER対象国を訪問し審査を行う。

簡易審査 インベントリについて事務局が完全性やMPGsとの整合性の初期評価を行う。初期評価の結果はTERに引き継がれる。

- ✓ 訪問審査、簡易審査の対象とならないBTRは、中央審査又は机上審査を受ける
- ✓ 各国は以下に関して訪問審査を受けなければならない
 - ⇒ 最初のBTR
 - ⇒ 10年間の間に少なくとも2つ(うち1つはNDCの達成についての情報を含むもの)のBTR
 - ⇒ 前回のTERにおいて勧告があったBTR
 - ⇒ TER中に対象国から要請があったBTR
- ✓ 机上審査は5年に1回以上の頻度では行わず、国がNDCを提出・更新した直後に提出されたBTRやNDCの達成情報を含むBTRは、その対象とならない。
- ✓ **【柔軟性】**途上国は訪問審査の代わりに中央審査を選ぶことができる(ただし訪問審査を受けることが奨励される)
- ✓ BTR提出年以外の年のインベントリは簡易審査を受ける。簡易審査の結果は次のTERに反映される。

訪問審査、中央審査、机上審査の手順 [L.23, ページ31-32, パラ162]

- ⇒ 事務局が、国からの情報受領後、審査週の14週間前までに対象国と日程について合意する
- ⇒ 事務局が、審査週の10週間前までにTERチームを構成する
- ⇒ TERチームは、審査週の4週間前までに、対象国に初期的質問を送付する(以降、追加質問もあり得る)
- ⇒ 対象国は、質問に対して2週間以内(**【柔軟性】**途上国については3週間以内)に回答する努力を行う
- ⇒ TERチームは、審査週の最後に、対象国に対する改善箇所案について、義務的事項については勧告、非義務的事項については奨励を行う
- ⇒ TERチームは、審査週の2ヶ月後までに、TER報告書案を作成し事務局を通じて対象国にコメントを求める
- ⇒ 対象国は、TER報告書案受領後1ヶ月以内(**【柔軟性】**途上国については3ヶ月以内)にコメントを行う
- ⇒ TERチームは、コメント受領後1ヶ月以内に最終TER報告書を作成する
- ⇒ TERチームは、TERプロセス開始後、12ヶ月以内にTER報告書を完成させるよう努力を行う(TER報告書はUNFCCCウェブサイトにて公表する [L.23, ページ34, パラ188])

簡易審査の手順 [L.23, ページ32, パラ163]

- ⇒ 事務局が、国からの情報受領後、6週間以内に、初期評価書案を作成し対象国に送付する
- ⇒ 対象国は、初期評価書案受領後4週間以内にコメントを行う
- ⇒ 事務局は、コメント受領後4週間以内に最終初期評価書をUNFCCCウェブサイトコメントに公表する

TERチームと制度的措置 [L.23, ページ33-34, パラ172-186]

- ✓ 技術専門家は、国や、適切な場合は国際機関が作成する専門家リストより指名される。技術専門家に指名されるためには、技術専門家の訓練プログラム(CMA3までにSBSTAで作成予定)を完了していることが必要。
- ✓ TERチームの構成は審査する情報の内容を考慮し、対象国で主要な温室効果ガス排出セクターや緩和、支援の専門家、関連する場合には協力的アプローチや土地セクターの専門家より、事務局が構成する。その際、先進国と途上国出身者のバランス、また可能な限り地理的及びジェンダーバランスを確保する。途上国からの審査員にはUNFCCC規定に沿った費用負担を行う。
- ✓ 可能な限り、少なくとも1人の審査員は、対象国の言語に堪能であるべき
- ✓ ある国の審査について、同じTERチームが連続して担当することはできない
- ✓ TERチームは2人(先進国と途上国から1人ずつ)の代表審査員をおく。代表審査員は、条約またはパリ協定第13条の下での審査に参加した経験を持つ人から選ぶよう努力する。
- ✓ 代表審査員はTER実施全般を管理し、審査の目的と品質の確保を行う。また毎年代表審査員会議に参加し、TERの品質、効率整合性の改善のための議論に参加し、会議の結論作成を行う。

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)】

促進的・多国間での進捗の検討 (facilitative, multilateral consideration of progress:FMCP)

範囲 [L.23, ページ34, パラ189]

- ✓ 締約国のパリ協定第9条(資金)に基づく努力とNDCの実施と達成

検討する情報 [L.23, ページ34, パラ190]

- ✓ 国から提出された「TERの審査の範囲」の情報、当該国に対するTER報告書、国から提出されたその他の情報

フォーマットとステップ [L.23, ページ34-35, パラ191-196]

書面質疑フェイズ

- ⇒ 対象国に対して、締約国が、FMCPの範囲に整合しつつ、書面による質問を提出する
- ⇒ 質問は、WG会合フェイズの3ヶ月以上前に公開されるオンラインプラットフォームを通じて提出する
- ⇒ 対象国はWG会合フェイズの2ヶ月前以降に、提出された質問に対して回答を行う
- ⇒ 対象国はWG会合フェイズの1ヶ月前まで(【柔軟性】途上国については2週間前まで)に、提出された質問に対してオンラインプラットフォーム上で書面で回答するよう最善の努力を行う
- ⇒ 事務局は質疑の内容を集約して、WG会合フェイズまでにUNFCCCウェブサイトにて公開する

ワーキンググループ(WG)会合フェイズ <SBI期間中に実施>

- ⇒ 対象国による発表
- ⇒ 発表内容とFMCPで検討する情報に関してディスカッションを行う。全締約国が参加可能であり、質問を行う
- ⇒ WG会合はオブザーバーに対して公開し、ライブ中継を行う
- ⇒ 対象国は、WG会合の30日後までに、ディスカッションの間に提示された質問に対して、オンラインプラットフォームを通じて、追加的な書面回答を行うことができる
- ⇒ WG会合には後発開発途上国と小島嶼国は、グループとして参加可能
- ⇒ 事務局は、SBIの前又は後に、(a)対象国がウェビナーを行える、(b)書面質疑を促進する、(c)専門家のリモート参加等によりWG会合フェイズを促進する、ようオンラインプラットフォームを設立する

頻度とタイミング [L.23, ページ35, パラ197-198]

- ✓ FMCPは対象国のTER報告書公表後、可能な限り速やかに開始する。対象国のBTR提出後12ヶ月以内にTER報告書が完成していない場合、事務局が、次の可能な機会にFMCPに参加できるよう調整する
- ✓ 対象国が期限の12ヶ月後までにBTRを提出しなかった場合、事務局が対象国と協議の上、次の可能な機会にFMCPに参加できるよう調整する

市場メカニズム活用に関するルール

パリ協定の条文

- ✓ 国は、NDCのために国際的に移転される緩和成果 (internationally transferred mitigation outcomes: ITMOs) の使用を伴う協力的アプローチを自主的に活用する際には、持続可能な開発を促進し、環境十全性及び透明性(ガバナンス含む)を確保し、CMAが採択する指針に整合する健全なアカウンティング(特に二重計上の防止)を適用しなければならない [PA 6.2]
- ✓ NDCを達成するためのITMOsの使用は任意であり、参加する国が承認しなければならない [PA 6.3]

NDCの明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報に関する指針

- ✓ (NDCの提出に際しての記入項目である)「(排出量・吸収量の推計・計算方法を含む)仮定と方法的アプローチ」において、該当する場合は、第6条に基づく自主的な協力を活用する意図について報告が必要 [FCCC/CP/2018/L.22, ページ7, 5(g)]

透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)

セクションII 温室効果ガス排出量・吸収量に関する国家インベントリー報告, 項目E 報告ガイダンス, 2. セクター・ガス

- ✓ 途上国は、追加的4ガス(HFCs, PFCs, SF₆ and NF₃)について、第6条に基づく活動の対象となっている場合、インベントリーでの報告が必要 [FCCC/CP/2018/L.23, ページ10, パラ48]

透明性枠組みに関する指針 セクションIII NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡

項目B NDCの説明

- ✓ NDCのために第6条に基づくITMOsの使用と伴う協力アプローチを活用する意図について報告が必要 [FCCC/CP/2018/L.23, ページ12, 64(f)]

項目C NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報

- ✓ NDCのためにITMOsの使用を伴う協力アプローチに関する、第6条に関するCMAガイダンスと整合した方法論の説明 [L.23, ページ13, 75(f)]
- ✓ 関連する場合、第6条に係るガイダンスに従うことを含め、温室効果ガス排出削減量の二重計上をどのように防止したかについての説明 [L.23, ページ14, 76(d)]
- ✓ NDCのためにITMOsの使用を伴う協力アプローチに参加する各国、又はNDCの達成目的以外の国際的な削減目標に緩和成果を使用することを承認する各国は、関連する第6条のCMA決定と整合しつつ、構造表を用いて以下の情報を提供することが必要 [L.23, ページ14, 77(d)]
 - ⇒ NDCの対象範囲の毎年の排出量・吸収量(報告は隔年)
 - ⇒ 第6条のCMA決定と整合しつつ、NDCの対象範囲の排出・吸収量に対して、初回移転/移転したITMOs量は加算し、使用/獲得したITMOs量は減算する相当調整(corresponding adjustment)を反映した排出量バランス
 - ⇒ 第6条の報告に関するCMA決定と整合したその他の情報
 - ⇒ 第6条のCMA決定と整合しつつ、協力的アプローチがどのように持続可能な開発を促進し、環境十全性及び透明性(ガバナンス含む)を確保し、健全なアカウンティング(特に二重計上の防止)を適用したかについての情報

透明性枠組みに関する指針 セクションV 資金、技術開発・移転、能力構築に関して提供・動員した支援

- 項目B 仮定、定義、方法論
- ✓ 提供・動員として報告した資金と、NDCの達成に向けて獲得した国が第6条のために使った資金とのダブルカウントをどのように防止したのかについて報告が必要 [L.23, ページ21, 121(m)(iii)]

パリ協定第6条(協力的アプローチ、6条4項メカニズム、非市場アプローチ等)に関する検討

- ✓ SBSTAに対して、2019年のCMA2での採択を目指し、COP24中に作成された文書(2つを指定)を考慮しつつ、検討を継続することを要請 [FCCC/CP/2018/L.28, パラ3]
- ※COP24では、パリ協定第6条に関する検討についてガイダンス等を決定することができなかった。6条2項に基づくITMOs活用の詳細アカウンティングルールや、6条4項メカニズム(国連管理型クレジット制度)の制度設計については継続検討となった。
- ※継続検討のために指定された文書のうち、議長提案カトヴィツェ・テキストにおいては、単年目標へのITMOsカウント方法として、NDCの目標年に初回移転・使用した量による相当調整、NDC期間中に初回移転・使用した年平均量による相当調整、NDC期間中に初回移転・使用した累積量による相当調整等の方法が記載されている [The Katowice Texts Proposal by the President, ページ34]

世界全体の進捗の確認方法【第14条グローバルストックテイク(GST)】

パリ協定の条文

- ✓ CMAは、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を確認するための協定の実施状況に関する定期的な確認(GST)を行う。CMAは、包括的及び促進的な方法で、緩和、適応並びに実施及び支援方法を考慮し、また衡平性及び最良の科学に照らして、世界全体としての実施状況の検討を行う。[PA 14.1]
- ✓ CMAによって別の決定がなされない限り、最初のGSTは2023年に行い、以降5年毎に行う [PA 14.2]
- ✓ 各国が行動や支援、国際協力を更新・強化するに際して、GSTの結果を国に提供しなければならない [PA 14.3]

GSTの構成要素 [FCCC/CP/2018/L.16, パラ3]

SBSTA/SBIの共同コンタクトグループ(JGC)を設置しGSTを支援する [L.16, パラ74]

情報収集・準備

情報を収集、編集、統合

技術評価

パリ協定の目的・長期目標の達成に向けた全体進捗評価のための、パリ協定の実施状況の確認

結果の検討

GST達成のための技術評価の含意の議論。

- ⇒ 「技術評価」を行う会合の1つ前の会合で開始する [L.16, パラ78]
- ⇒ 「技術評価」に3ヶ月以上前までにインプット
- ⇒ 「結果の検討」の6ヶ月以上前までに終了
- ⇒ 「技術評価」までに、事務局がすべてのインプットをオンラインで利用可能にし、ウェビナーを開催 [L.16, パラ19-21]
- ⇒ 事務局に各種統合報告作成を要請 [L.16, パラ73]
- ⇒ SBSTA/SBIに対し、IPCC報告で特定されたパリ協定の目的及び長期的な目標に関連するギャップを考慮し、GSTにおける情報ギャップの特定等を要請 [L.16, パラ25]

- ⇒ 2023年のCMA6の前の連続した2回(IPCC報告書の公表のタイミングによっては3回)の補助期間会合を通じて実施する [L.16, パラ78]。時間の有効活用のため、情報収集・準備と重なることがあり得る [L.16, パラ26]
- ⇒ IPCC評価結果を効果的かつバランスよく検討する [L.16, パラ28]
- ⇒ 対応措置影響フォーラムも結果を要約する [L.16, パラ32]

技術対話 [L.16, パラ5-6]

- ⇒ GST情報源からのインプットを専門家が検討しJGCを支援する
- ⇒ 補助機関会合中のラウンドテーブルやワークショップ等により意見・情報を交換
- ⇒ 2人の共同ファシリテータをおき、対話の実施と技術評価の結果としての事実関係を統合する報告やその他アウトプットを作成する
- ⇒ 透明性を確保し、締約国が、パリ協定・UNFCCCのための組織・フォーラム・制度や専門家と議論を行えるようにする [L.16, パラ30]

- ⇒ CMA/SBSTA/SBI議長によるハイレベル委員会が議長を務める会合にて、技術評価の結果と含意について締約国が議論・検討
- ⇒ 結果は、GSTの分野に関して全体としての行動と支援を強化する上での機会と課題を特定し、政治的に鍵となるメッセージを要約し、CMA決定に参照される [L.16, パラ33-34]

GSTにインプットする情報

- ✓ 全体レベルで検討する情報の対象 [L.16, パラ36]
 - ⇒ 排出量・吸収量の状況、NDC全体の効果及び進捗、適応努力や支援の状況、資金フロー・実施手段と支援(隔年評価や資金のための常設委員会の気候資金フロー概要を含む)、損害と被害の最小化等に向けた行動・支援への努力、障害と課題(途上国における資金、技術、能力構築のギャップを含む)、国際協力強化のための良好事例や潜在機会、公平性の考慮等
- ✓ インプットする情報源 [L.16, パラ37]
 - ⇒ パリ協定・UNFCCCに基づいて提出される国からの報告書、IPCCの最新報告書、補助機関の報告、パリ協定・UNFCCCのための組織・フォーラム・制度からの報告、事務局が作成する統合報告、UNFCCCプロセスを支援する国連機関や国際組織、国からの自主的な意見提出、地域グループや機関からの報告、非国家主体・UNFCCCオブザーバー組織からの意見

- ✓ GSTの結果については、パリ協定の実施に向けた全体の進捗を確認するものであり、個別の国に焦点を当てるものではない [L.16, パラ14]
- ✓ GSTは、非国家主体の参加を得て、透明性を持って運営する締約国主導プロセスであり、全てのインプットはオンライン等を通じて締約国からのアクセスを可能とする [L.16, パラ10]
 - ※ただしGST指針であるL16文書における非国家主体の役割は、GSTにインプットする情報源としての意見提出のみとなっている